

豊島区ファミリー・サポート・センターの入会に関する確認書

＊豊島区役所のホームページ「ファミリー・サポート・センター事業について」に記載された内容をよく読み、事業の趣旨や制度、援助活動の内容や報酬等について理解いたしましたのでこれに同意し、利用会員の申し込みをいたします。

＊利用前には「豊島区ファミリー・サポート・センターの手引き」を参照のうえ、ルールに従って援助依頼および援助活動の利用をいたします。



豊島区ホームページ

下記をご確認いただき、チェック欄に✓のご記入をお願いいたします

確 認 事 項		チェック ☒
1	ファミリー・サポート・センター事業は、地域の中で子育ての手助けを行うボランティア精神に基づく活動で、ベビーシッター会社や保育施設のような専門的な保育を行うものではありません。また会員同士の関係は雇用関係ではなく、対等です。	☐
2	依頼をする際は援助希望日の10日前までに事務局へ電話で連絡します。翌月までの依頼をすることができます。	☐
3	援助可能な方が見つからない場合や、ご希望に沿えないことがあります。	☐
4	援助活動は午後10時を超えて行うことはできません。	☐
5	初めて援助をいただく援助会員とは、活動日の前日までに「事前打ち合わせ」を行います。利用会員・お子さん・援助会員が直接会って当日の流れを確認し、お子さんと馴染んでいただく機会として援助する場所(自宅)で行います。	☐
6	発熱や体調不良など病気のお子さんへの援助や、通院の援助はできません。	☐
7	一人の援助会員に預けられるお子さんの人数は、原則一人です。援助会員が可能な場合は、きょうだいに限り二人まで預けることができます。	☐
8	報酬は活動終了後、援助会員に直接現金で支払います。 (原則都度払い。会員相互の合意により月末を期日としてまとめて清算が可能です。)	☐
9	活動予定日の前日午後8時以降に、援助依頼をキャンセルした場合、キャンセル料(当日キャンセル800円・無断キャンセル1,000円)が発生します。	☐
10	援助会員に体調不良など不測の事態が生じた際、やむを得ず予定した援助がキャンセルになる場合があります。急な場合、代替の援助会員をお探しすることができません。	☐
11	「豊島区内」限定の援助です。(援助会員が可能な場合においては隣接区まで)	☐
12	お子さんを大人からお預かりし大人への引渡しができない活動はお受けできません。	☐

年 月 日

氏名: